

母子及び寡婦福祉法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十六年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十五号

母子及び寡婦福祉法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年三月奈良県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「奈良県母子及び寡婦福祉資金貸付規則」を「奈良県母子、父子及び寡婦福祉資金貸付規則」に改める。

(奈良県行政組織規則及び訓練手当支給規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

一 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)別表第一奈良県中和福祉事務所から奈良県社会福祉総合センターまでの項及び別表第二奈良県中和福祉事務所及び奈良県吉野福祉事務所の項

二 訓練手当支給規則(昭和四十一年九月奈良県規則第二十八号)第二条第一項第九号

(附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部改正)

第三条 附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則(昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

(奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第四条 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則(平成七年七月奈良県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号エ中「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める。

(児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第五条 児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(昭和六十一年七月奈良県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表の備考４の(2)中「母子及び寡婦福祉法」と「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「これに準ずる父子家庭」と「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」に改める。

(奈良県母子及び寡婦福祉資金貸付規則の一部改正)

第六条 奈良県母子及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和四十年四月奈良県規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県母子、父子及び寡婦福祉資金貸付規則

第一条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十三条並びに第十四条並びに法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項及び第三項並びに法第三十二条第三項」を「第十三条、第十四条、第三十一条の六第一項から第三項まで、同条第四項において準用する法第十四条、法第三十二条第一項及び第二項並びに同条第四項」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

第二条第一項中「又は法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項」を「、法第三十一条の六第一項又は法第三十二条第一項」に改め、同項第二号中「第三十二条第二項」を「第三十二条第三項」に改め、同条第二項中「又は法第三十二条第三項」を「、法第三十一条の六第四項において準用する法第十四条又は法第三十二条第四項」に改める。

第五条第一項中「又は法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項及び第三項」を「、法第三十一条の六第一項から第三項まで又は法第三十二条第一項及び第二項」に改め、「（令第九条第三項）の下に「、令第三十一条の七において準用する令第九条第三項」を加え、同条第二項中「又は法第三十二条第三項において準用する法第十四条」を「、法第三十一条の六第四項において準用する法第十四条又は法第三十二条第四項において準用する法第十四条」に改め、同条第三項中「又は法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項及び第三項」を「、法第三十一条の六第一項から第三項まで又は法第三十二条第一項及び第二項」に改める。

第六条中「又は法第三十二条第一項において準用する法第十三条第三項」を「、法第三十一条の六第三項又は法第三十二条第二項」に改める。

第七条第一項中「第七条第三号、第四号、第五号若しくは第八号」の下に「、令第

三十一条の五第三号、第四号、第五号若しくは第八号」を加える。

第十一条第一項中「令第十二条」の下に「令第三十一条の七において準用する令第十二条」を加え、同条第二項中「第十三条又は」を「第十三条、令第三十一条の七において準用する令第十二条若しくは令第十三条又は」に改める。

第十二条中「第十六条又は」を「第十六条、令第三十一条の七において準用する令第十六条又は」に改める。

第十三条中「又は令第三十七条第二項において準用する令第八条第三項ただし書」を「令第三十一条の七第三項ただし書又は令第三十七条第三項ただし書」に改める。

第十四条中「第十五条又は法第三十二条第四項」を「第十五条、法第三十一条の六第五項において準用する法第十五条又は法第三十二条第五項」に改める。

第十五条中「第十七条又は」を「第十七条、令第三十一条の七において準用する令第十七条又は」に改める。

第十六条中「第十九条又は」を「第十九条、令第三十一条の七において準用する令第十九条又は」に改める。

附則第三項の表中「又は法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項及び第三項」を「法第三十一条の六第一項から第三項まで又は法第三十二条第一項及び第二項」に改め、附則第四項の表中「又は法第三十二条第一項において準用する法第十三条第一項及び第三項」を「法第三十一条の六第一項から第三項まで又は法第三十二条第一項及び第二項」に、「により法第十三条第一項及び第三項」を「により法第三十二条第一項及び第二項」に改める。

第一号様式（その一）中	「〔母子〕	「〔母子〕
	を	を
	〔寡婦〕	〔父子〕
	に改め、同様式（その二）中	
	〔寡婦〕	〔寡婦〕

「母子	「母子
福祉資金貸付申請書（団体系分）	父子福祉資金貸付申請書（団体系分）
に	に
「	」
寡婦	寡婦

「母子福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

「母子	「母子
-----	-----

第二号様式中	福祉資金貸付決定通知書	を	父子福祉資金貸付決定通知書
	「		」
	寡婦		寡婦

第二十号様式 中 福祉資金貸付減額申出書 ㊦ 父子福祉資金貸付減額申出書
寡婦 寡婦

㊧ 「奈良県母子及び寡婦福祉資金貸付規則」 ㊦ 「奈良県母子、父子及び寡婦福祉資金貸付規則」 ㊧ ㊦。

「母子
第十一号様式 中 福祉資金一括交付申請書 ㊦ 父子福祉資金一括交付申請書
寡婦 寡婦

㊧ 「奈良県母子及び寡婦福祉資金貸付規則」 ㊦ 「奈良県母子、父子及び寡婦福祉資金貸付規則」 ㊧ ㊦。

「母子
第十三号様式 中 福祉資金貸付停止事由発生届 ㊦ 父子福祉資金貸付停止事
寡婦 寡婦

由発生届 ㊧ 「母子及び寡婦福祉法施行令」 ㊦ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（第31条の7・第38条において準用する同令）」 ㊧ ㊦。

「母子
第十四号様式 中 福祉資金貸付停止通知書 ㊦ 父子福祉資金貸付停止通知書
寡婦 寡婦

㊧ 「母子及び寡婦福祉法施行令」 ㊦ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（第31条の7・第38条において準用する同令）」 ㊧ ㊦。

「母子
第十五号様式 中 福祉資金貸付金一時償還請求書 ㊦ 父子福祉資金貸付金一時
寡婦 寡婦

時償還請求書 ㊧ 「母子及び寡婦福祉法施行令」 ㊦ 「母子及び父子並びに寡婦福祉

」

法施行令（第31条の7・第38条において準用する同令）」に改める。

「母子

第十七号様式中

「母子
福祉資金償還免除申請書
」
寡婦

を

父子福祉資金償還免除申請書
寡婦

に改める。

」

「母子

第十八号様式中

「母子
福祉資金償還免除申請書
」
寡婦

を

父子福祉資金償還免除申請書
寡婦

法施行令に改める。

」

（奈良県母子家庭特別修学資金貸付規則の一部改正）

第七条 奈良県母子家庭特別修学資金貸付規則（昭和四十八年七月奈良県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第十条第一項第二号」を「第十三条第一項第二号」に改める。

（奈良県営住宅条例施行規則の一部改正）

第八条 奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「女子」の下に「又は配偶者のない男子」を加える。

（奈良県会計規則の一部改正）

第九条 奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の表第六号ケ中「奈良県母子及び寡婦福祉資金貸付規則」を「奈良県母子、父子及び寡婦福祉資金貸付規則」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。